

## 高松市子ども・子育て支援会議の部会の設置について

## 1 設置

高松市子ども・子育て支援会議の所掌事項のうち、特定の分野を専門的に審議するために、高松市子ども・子育て支援会議条例（平成25年高松市条例第11号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、高松市子ども・子育て支援会議に部会を置く。

## 2 種類

部会の種類は、次のとおりとする。

- (1) 保育所・幼稚園等部会
- (2) 貧困対策部会

## 3 委員

各部会の委員は、条例第8条第2項の規定により会長が指名する。

なお、部会の委員の任期は、高松市子ども・子育て支援会議の委員の任期とする。

## 4 所掌事項

各部会が所掌する事項は、次のとおりとする。

## (1) 保育所・幼稚園等部会

ア 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第2項に規定する特定教育・保育施設の利用定員に関する事。

イ 子ども・子育て支援法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業の利用定員に関する事。

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項に規定する幼保連携型認定こども園の認可に関する事。

エ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第21条第1項に規定する幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖に関する事。

オ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第22条第1項に規定する幼保連携型認定こども園の認定の取消しに関する事。

カ その他会長が個別又は具体的に審議することが適当と認める事項

## (2) 貧困対策部会

ア 子どもの貧困対策の推進に関する事。

イ 子どもの貧困対策を推進するために必要な計画の策定に関する事。

ウ その他会長が個別又は具体的に審議することが適当と認める事項

5 その他

前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。